第 12 次　大阪市交通安全計画の概要

・交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）に基づき、大阪市域における陸上交通（鉄道事業等を除く）の安全に関する総合的かつ長期的な施策等の大綱を定めるもの。
・計画期間：令和８年度から令和 12 年度（５か年）
・目　　標：➢交通事故死者数　26 人以下　　➢重傷者数　695 人以下

計画の基本的な考え方

1　交通事故のない社会をめざして

・真に豊かで活力のある社会を構築していくためには、安全で安心して暮らし、移動することができる社会を実現することが極めて重要です。
・人命尊重の理念に基づき、また、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、究極的には交通事故のない社会をめざします。

2　人優先の交通安全思想

・高齢者、障がい者、子ども等、道路交通において弱い立場にある歩行者の安全を確保するための「人優先」の交通安全思想を基本として、あらゆる施策を推進します。

3　少子高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

・少子高齢化の進展によって生じる様々な交通安全の課題に向き合い、解決していくことが不可欠です。
・こどもから高齢者まで安全に移動することができ、年齢や障がいの有無等に関わりなく安心して暮らせる「共生社会」を構築することをめざします。

4　交通社会を構成する要素に係る安全対策

⑴　人間に係る安全対策
・市民一人ひとりが、前向きな意識を持つようになることが重要であることから、交通安全に関する教育、普及啓発活動を充実させます。

⑵　交通環境に係る安全対策
・道路網や施設の整備などを行うとともに、関係施設の老朽化対策等を図ります。また人優先の考えの下、混合交通に起因する事故の危険を排除する施策を充実させます。なお、防災の観点にも適切な配慮を行います

5　特に注視すべき事項

⑴　人手不足への対応
・人材の質を確保し、安全教育を徹底する等に取り組むことにより交通安全が損なわれることがないようにします。

⑵　増加する外国人運転者等への対応
・国内では外国人材の受け入れが進み、また観光立国の取組みを進める中で外国人運転者による交通事故件数が増加しており、関係者が一体となって交通安全教育や日本の交通ルール・マナーの周知、理解促進を図ります。

⑶　高まる安全への要請と交通安全
・確実に交通安全を図るためには、多様な専門分野間で、一層柔軟に必要な連携を行います。

6　救助・救急活動及び被害者支援の充実

・交通事故被害を最小限に抑えるための迅速な救助・救急活動や負傷者の治療の充実等を図ります。

7　参加・協働型の交通安全活動の推進

・市民が交通安全に関する施策に計画段階から参加できる仕組みづくりを行うとともに、地域の特性に応じた取組みが可能となるような参加・協働型の交通安全運動を推進します。

今後の道路交通安全対策を考える視点

⑴　高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策

・交通事故死者数に占める高齢者の割合は全体の 33%を占めており、高齢者の行動特性を考慮した対策や移動を伴う日常生活を支えるための対策を推進します。

⑵　こどもの安全確保のための環境整備

・通学路等、こどもが日常的に移動する経路が、安全安心な歩行空間となるよう、整備を推進し、幼児期から発達段階に応じた交通安全教育の普及啓発活動の推進を図ります。

⑶　歩行者の安全確保のための意識変容

・人優先の考え方の下、生活道路等を安全安心な歩行空間として確保する対策を推進します。

・自動車、自転車、特定小型原動機付自転車の運転者に対し、歩行者優先の徹底はもとより、歩行者に対しても交通ルールの周知など、遵法意識を向上させるための交通安全教育等を推進します。

⑷　自転車の安全確保のための法令順守と通行環境の整備

・交通事故件数に占める自転車事故件数の割合は、全体の 41%を占めており、主な原因として自転車運転手による安全確認不足や信号無視等の交通違反が挙げられます。

・広く一般に対しては、基本的な交通ルールの遵守及び交通マナー向上のための普及啓発とともに、官民が連携し、ライフステージに応じた交通安全教育の充実を図り、自転車の基本的なルールの周知徹底を図ります。

⑸　外国人の交通安全対策の推進

・在留外国人、訪日外国人旅行者等が増加しており、外国人運転者による交通事故件数も増えていることから、日本の交通ルールやマナーについて理解を徹底させ、交通安全への意識変容を図るための取組を強化します。

・外国人を含めた道路利用者にとって分かりやすい英語を併記した規制標識の整備や路面標示を活用した注意喚起等を推進します。

⑹　特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進

・特定小型原動機付自転車等、小型モビリティについて、関係事業者と連携し、基本的なルールの周知徹底や交通安全教育等の交通安全対策を推進します。

⑺　生活道路及び幹線道路における安全確保

・生活道路における交通法規の遵守を徹底させるため、地域住民を交え、ハード、ソフト両面からの対策を推進します。

⑻　交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進

・ETC2.0 から得られたビックデータを活用し、効果的・効率的に取組みを進めます。

⑼　地域が一体となった交通安全対策の推進

・交通安全対策について、地域の実情やニーズを十分に踏まえつつ、関係機関・団体等と地域住民が協働し取り組みます。

講じようとする施策

1　道路交通環境の整備

⑴　生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- 生活道路における交通安全対策の推進
- 通学路等における安全の確保
- 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備

⑵　幹線道路における交通安全対策の推進
- 事故危険箇所対策の推進
- 適切に機能分担された道路網の整備
- 既存道路の交通事故対策の推進
- 交通安全施設等の高度化

⑶　交通安全施設等整備事業の推進
- 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進
- 幹線道路対策の推進
- 交通円滑化対策の推進
- 道路交通環境整備への住民参加の促進

⑷　高齢者等の移動手段の確保・充実

⑸　歩行者空間のバリアフリー化

⑹　無電柱化の推進

⑺　自転車通行空間整備
- 安全で快適な自転車通行環境の整備
- 自転車等駐車対策の推進

⑻　交通需要マネジメントの推進
- 公共交通機関利用の促進
- ノーマイカーデーの推進

⑼　災害に備えた道路交通環境の整備
- 災害に備えた道路の整備
- 災害に強い交通安全施設等の整備
- 地域のニーズに応じた道路交通環境の整備
- 災害発生時における安全な道路交通の確保

⑽　交通安全に寄与する道路交通環境の整備
- 道路の使用及び占用の適正化等
- こどもの遊び場等の確保
- 道路法に基づく通行の禁止又は制限
- 地域に応じた安全の確保

⑾　踏切道における交通の安全についての対策
- 踏切事故の現状
- 踏切道の立体交差化、構造の改良の促進

2　交通安全思想の普及啓発

⑴　ライフステージに合わせた取組み
- 幼稚園・保育所、小学校等それぞれのライフステージにあった交通安全教育の推進及び交通安全意識の向上
- 成人に対する交通安全教育の推進
- 高齢者に対する交通安全教育の推進
- 障がい者に対する交通安全教育の推進
- 外国人に対する交通安全教育の推進

⑵　交通安全運動の推進
- 各区において、「交通事故をなくす運動」区民推進本部を設置し、各季交通安全運動等を展開し、交通安全意識の高揚を図る

⑶　移動手段別の取組み

○　歩行者に対する取組み
- 横断歩道における安全確保
- 反射材用品の普及促進
- 歩きスマホ等の防止

○　自転車運転者への取組み

・灯火の徹底及び反射材用品の普及促進
・ながらスマホ等の根絶

○　自動車（二輪車を含む。）運転者等に対する取組み

・シートベルト、ヘルメット着用の徹底
・妨害運転の撲滅
・飲酒運転の撲滅
・ながらスマホの根絶
・チャイルドシートの正しい使用の徹底
・夜間運転時の危険性の啓発等

○　新しいモビリティの安全対策への取組み

・特定小型原動機付自転車の安全利用の推進
・ペダル付き電動バイクの安全対策の推進

⑷　広報活動等の取組み

○　広報活動

・インターネット（ホームページ、携帯端末）、広報紙などの自主媒体及び街頭のデジタルサイネージ等あらゆる媒体の活用等
・報道機関への積極的な情報提供

○　イベント活動

3　自動車駐車対策の推進

・「大阪市駐車基本計画」に基づく、交通の状況や地域の特性に応じた駐車対策の推進

4　道路交通秩序の維持

⑴　交通指導の強化等

・歩行者及び自転車利用者の事故防止等を図るため、事故多発路線等での街頭指導活動を強化

⑵　暴走族等対策の推進

・暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実
・暴走行為阻止のための環境づくり

5　救助・救急活動の充実

⑴　救助・救急体制の整備

・救助体制の整備・拡充
・多数傷者発生時における救助・救急体制の充実
・自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進
・救急救命士の養成・配置等の促進
・救助・救急用資器材の整備の推進
・消防ヘリコプターによる救急業務の推進
・救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実
・高速自動車国道等における救急業務体制の整備

⑵　救急医療体制の整備

・救急医療機関等の整備
・救急医療担当医師・看護師等の養成等

⑶　救急関係機関との協力関係の確保等

・救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進

6　交通事故相談活動の推進及び交通事故被害者支援の充実

・交通事故相談活動の周知
・自転車運転手の損害賠償保険等への加入の促進

7　調査研究の充実

⑴　交通実態調査等の推進

⑵　交通安全教育に関する研究

・各分野の専門家との連携・協力により交通安全教育等の調査研究を実施